

プロジェクト 保険契約

項目 FASB 会計基準更新書案「保険契約」－提案の概要

I. 本資料の目的

1. 本資料は、米国財務会計基準審議会（FASB）が 2013 年 6 月 27 日に公表した会計基準更新書案「保険契約（トピック 834）」（以下「ED」または「FASB ED」という。）（コメント期限は 2013 年 10 月 25 日）の概要を説明する。

II. はじめに

検討の経緯

時期	主なイベント
2008 年 10 月	国際会計基準委員会 (IASB) の保険プロジェクトに参加
2010 年 9 月	ディスカッションペーパー「保険契約」(DP) を公表
2010 年 12 月 ～2013 年 5 月	IASB と共同で審議
2013 年 6 月 27 日	ED を公表
10 月 25 日	ED コメント期限 (最終基準の公表日及び適用日は未定)

2. 現行の米国保険会計は、会計基準書トピック 944「金融サービスー保険」に規定されているが、同基準には以下のような問題点があるとされていた。
 - (1) 保険契約の性質によって多様なモデルが存在する。
 - (2) 保険会社にしか適用されない。
3. そこで、FASB は 2008 年 10 月に、IASB の保険プロジェクトに参加し、保険契約についての高品質な包括的な基準の共同開発に着手した。FASB は、2010 年 9 月の DP 公表を経て、2013 年 6 月に本 ED を公表するに至った。
4. FASB は、10 月 25 日までコメントを募集している。
5. 最終基準の公表日及び適用日は未定である。

コメント提出者への質問

6. 本 ED は、保険契約についての認識、測定、表示及び開示の規定を取り扱う包括的な基準に関する提案であり、かつ、FASB としての最初の ED である。そこで、本 ED で

は、提案の全領域にわたってコメントを求めている。質問は 48 問ある。詳細は別紙をご参照願いたい。

IASB との関係

7. 第 3 項で述べた通り、FASB は、2008 年 10 月以降、IASB と共同で基準開発を進めてきた。
8. IASB と FASB はデュー・プロセスの段階が異なっているため、今般、両者は別々に公開草案を公表している。IASB は、既に 2010 年 7 月に最初の公開草案「保険契約」を公表しており、今回は質問を求める対象を絞った改訂公開草案（IASB 改訂 ED）となっている。両者は多くの点で共通の結論に至っているが、いくつかの領域では異なる提案を行っている。
9. IASB 改訂 ED のコメント期限は 2013 年 10 月 25 日とされており、これは FASB の ED のコメント期限と同日である。

III. ED の提案の概要

10. 本セクションでは、ED の提案についてその概要を記載している。

(以下、文中に示す項番号は、特段の断りがない限り ED の項番号を示す。保険はサブトピック「834-10」に記載されている。そこで項番号が「834-10-XX-YY」のときは、単に「XX-YY 項」と表記する。)

適用範囲

適用範囲

11. 適用範囲は以下の通り。(15-1 項、15-2 項)

- (1) 企業が発行する保険契約ならびに再保険契約
 - (2) 企業が保有する再保険契約 (15-1 項、15-2 項)
- * 保険会社だけでなく、非保険会社にも適用される。

適用除外

12. 「製造業者、販売業者又は小売業者が発行する製品保証」、「従業員給付制度における事業主の資産及び負債」などには、本基準は適用されない。(15-5 項)
13. なお、金融保証は適用除外となっていない (すなわち、対象である)。(15-5 項 1)

定 義

14. 「保険契約」は、「一方の当事者（発行会社）が、他方の当事者（保険契約者）から、所定の不確実な将来事象（保険事故）が保険契約者に不利な影響を与えた場合に保険契約者又は指定された受益者に補償することに同意することにより、重要な保険リスクを引き受ける契約」と定義されている。(用語集、15-3 項)

* それ以外の用語については「用語集」を参照願いたい。

保険契約からの構成要素の分離

15. 保険契約は、別個の契約であったならば他基準の範囲に含まれる 1 つ又は複数の構成要素を含む場合がある。企業は、一定の要件に該当する場合のみ、以下の構成要素を分離し、他の基準を用いて会計処理する。(25-1、25-2 項)
- (1) 組込デリバティブ (サブトピック 815-15 で区分経理が要求される場合)
 - (2) 投資要素 (区別できる場合)
 - (3) 財又はサービスを提供する履行義務 (区別できる場合)

認識

契約の認識時点

16. 企業は、次の時点で、自身が発行する保険契約を認識する。(25-11 項)
- (1) カバー期間の開始時
 - (2) カバー期間開始前であっても、事実と状況が（当該契約が属することとなる）保険契約ポートフォリオが不利となっていることを示唆しており、かつ、企業が保険カバーを提供する義務から免れないとき
17. 保険契約ポートフォリオが不利であるのは、契約キャッシュ・アウト・フローの予想現在価値と予想適格新契約費の合計が、契約キャッシュ・イン・フローの予想現在価値よりも大きい場合である。(25-12 項)

測定

モデルの決定

18. 一定の要件を充足するときは「保険料配分アプローチ」を、それ以外は「ビルディング・ブロック・アプローチ」を適用する。判定要件は次表の通りである。(25-18 項)

モデル（アプローチ）	判定要件
保険料配分アプローチ	・ カバー期間が 1 年である 又は ・ 保険金請求発生前の期間中に、契約の履行に要する正味キャッシュ・フローの期待値に重要な変動可能性があることが契約開始時で見込まれない。
ビルディング・ブロック・アプローチ	上記以外

- ＊ 保険料配分アプローチの使用は「許容」ではなく、一定の条件を充足したときはその使用が「要求」される。

【 ビルディング・ブロック・アプローチ 】

当初測定 (ビルディング・ブロック・アプローチ)

19. 保険契約負債を以下のとおり測定する。(30-1 項、30-2 項)

$$\text{保険契約負債} = \text{履行キャッシュ・フロー} + \text{マージン}$$

「履行キャッシュ・フロー」： 企業が保険契約を履行するにつれて生じる将来キャッシュ・フロー（イン・フローからアウト・フローを控除）の偏りのない確率加重した見積りの現在価値

「マージン」： 履行キャッシュ・イン・フローが履行キャッシュ・アウト・フローを超過する額。

ただし、履行キャッシュ・イン・フローから将来発生する適格新契約費を控除した金額が、履行キャッシュ・アウト・フローの金額に満たない場合は、その不足額を直ちに純損益に認識する。

20. 履行キャッシュ・フローの測定に関する留意点は以下のとおりである。

- (1) 偏りのない確率加重した見積り（統計上の平均値）である。(30-2 項)
- (2) 企業（保険契約者）の信用リスクは考慮しない。(30-3 項)
- (3) 契約の履行に直接関連するキャッシュ・フローを対象とする。(30-4 項、30-5 項)
- (4) 見積もりにあたっては、企業の観点を反映させる。ただし、市場変数の見積もりは観察可能な市場価格と整合的でなければならない。(30-4 項)
- (5) 見積もりにあたっては、利用可能な現在の全ての情報を用いる。(30-4 項)
- (6) 契約負債の特性を反映した金利で割引く。また、保険契約負債のキャッシュ・フローが特定の資産の業績に依存するときは、割引金利はその依存度合を反映させる。(30-11 項)

21. マージンには、将来発生する適格新契約費用を含める。一方、適格新契約費で費用認識していないものは、マージンから控除する。(30-14 項)

22. 適格新契約費とは、新契約費（新規又は更新保険契約の取得に関連する費用）のうち、成功した契約の取得に直接関連する費用のことである。(用語集、30-15 項)

事後測定 (ビルディング・ブロック・アプローチ)

23. 保険契約負債を以下のとおり測定する。(35-1 項)

$$\text{保険契約負債} = \text{履行キャッシュ・フロー（報告日現在）} + \text{マージンの残余}$$

24. 履行キャッシュ・フローの測定に関する留意点は以下のとおりである。

- (1) 履行キャッシュ・フローは、報告時点での全ての入手可能な情報（割引率も、その報告時点の金利を使用する）に基づいて再測定する。(35-2 項、35-4 項)
- (2) 再測定に伴う履行キャッシュ・フローの変化額については、
 - ① 割引金利の変化に起因する部分は、その他の包括利益に認識する。(35-5 項)
 - ② 上記以外の部分は、純損益に認識する。(35-3 項)

25. 履行キャッシュ・フローに起因する収益及び費用の認識は以下のとおりである。

- (1) 履行キャッシュ・フローに起因する収益は、企業が提供する保険のカバー及びその他のサービスの価値に比例的に、カバー期間にわたって認識する。(35-12 項)
- (2) 保険金、給付金及びその他契約に関連した費用は、発生時に費用認識する。(35-13 項)
- (3) 見積返還金額（保険事象が発生するかしないかに関わらず保険契約者に返還を要する金額）は、上記の収益及び費用の金額に含めない。(35-14 項)

26. マージンの残余は、次のとおり測定する。

$$\begin{aligned} \text{マージンの残余} = & \text{マージン（期初残）} \\ & + \text{マージンに対する金利の発生計上} \\ & - \text{当期に収益として認識した金額} \end{aligned}$$

27. 当初測定したマージンは、企業が履行義務を充足するに応じて、カバー期間及び決済期間にわたって収益に認識する。(35-18 項)

- (1) 履行義務とは、保険契約者に不利な影響を及ぼす特定の事象が発生したとき、保険契約者を補償する待機債務である。(35-18 項)
- (2) 企業は、リスクから解放されること（これは、保険契約ポートフォリオのキャッシュ・フローの変動性が減少することで証拠づけられる。）で、履行義務を充足する。(35-19 項)
- (3) 保険契約ポートフォリオのキャッシュ・フローの変動性の減少額を計量化する

ときには以下の両方を考慮する。(35-19 項)

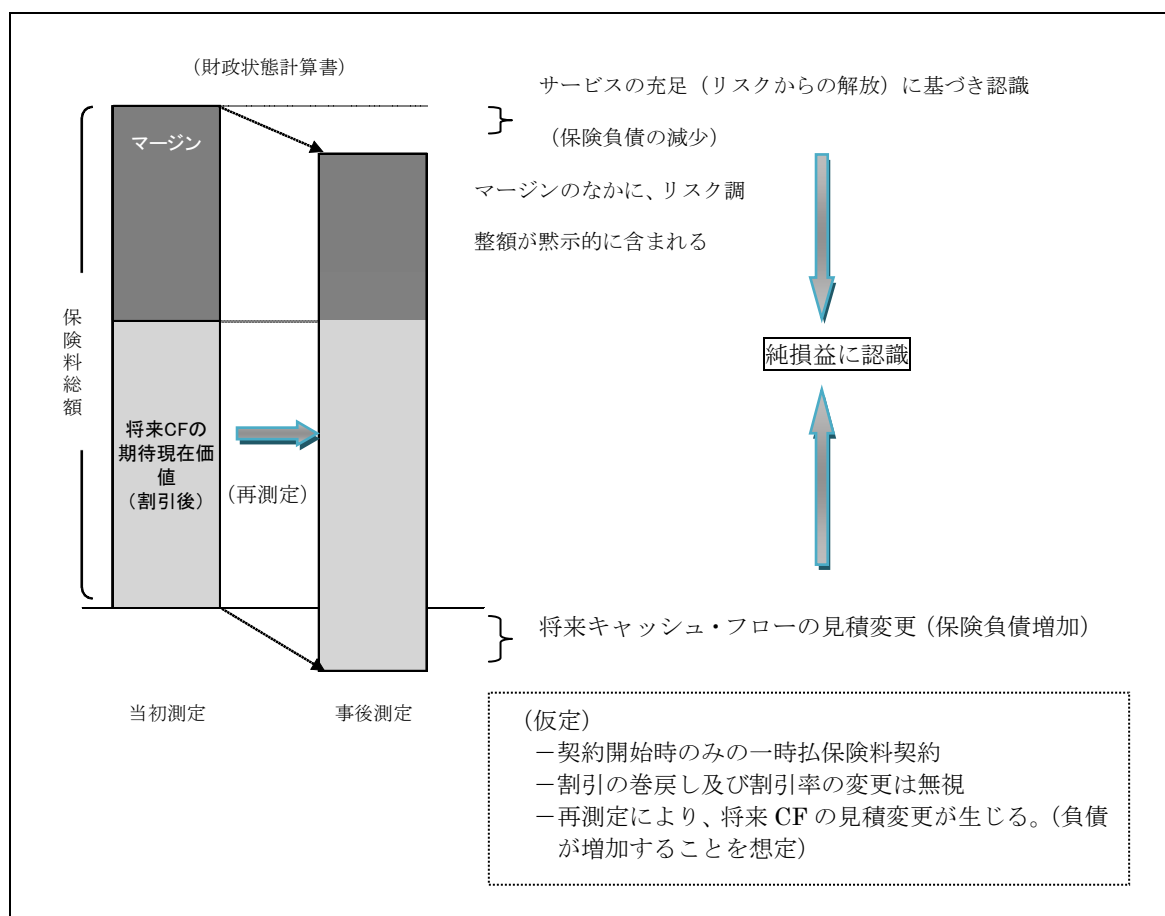
- ① 変動性が保険事故のタイミングに依存するときは、当該事象のタイミングに応じて、変動性が減少する。
- ② 変動性が保険事故の頻度及び損害度に依存するときは、契約の存続期間全体を通じて当該キャッシュ・フローに関する情報が明確になるにつれて、変動性は減少する。

28. マージンに含めた適格新契約費は以下のとおり処理する。(35-21 項)

- (1) 適格新契約費が発生した場合は、当該発生額をマージンから控除する（相手科目は現金又は未払金）。
- (2) 未だ費用として認識していない適格新契約費は、マージンの収益認識と同じパターンで費用として認識する。

29. マージン及び適格新契約費についても、貨幣の時間価値を反映させるために金利を発生計上させる。(35-23 項)

30. 当初測定と事後測定イメージは以下のとおりである。



【 保険料配分アプローチ 】

当初測定 （保険料配分アプローチ）

31. 残存カバーに係る負債を以下のとおり測定する。(30-17 項)

$$\text{残存カバーに係る負債} = \text{保険料} + \text{不利契約負債}$$

32. 保険料受領分については現金を、将来受取見込み分については未収金を計上する。
(30-18 項)

33. 契約のなかに重要な金融要素がある場合（トピック 606 の収益基準参照）には、貨幣の時間価値を反映させるために、残存カバーに係る負債及び将来受取見込みの保険料を調整する。ただし、契約開始時点において、保険料を全額または実質的に全額受領する時点とそれに対応するカバーの提供時点との差が1年以内と予想される場合は、時間価値の調整を行わなくてもよい。(30-19 項、30-20 項)

34. 残存カバーに係る負債には、将来発生する適格新契約費を含める。一方、適格新契約費で費用認識していないものは、同負債から控除する。なお、カバー期間が1年以内の場合は、発生した新契約費の全額を費用処理できる。(30-21 項、30-22 項)

35. 事実と状況によって、キャッシュ・アウト・フローの見積もりと将来発生する適格新契約費の合計が、残存カバーに係る負債の帳簿価額を超過していることが示唆されている場合は、不利契約テストを実施する。テストの結果、不利と判定された場合は、その超過額につき費用を見合いに不利契約負債を追加で認識する。なお、(後述の) 発生保険金に係る負債についても同様の不利テストを実施する。(30-24 項、30-25 項)

事後測定 （保険料配分アプローチ）

36. 残存カバーに係る負債を以下のとおり測定する。(35-26 項)

$$\begin{aligned} \text{残存カバーに係る負債} = & \text{同負債（期初残）} \\ & + \text{同負債に対する金利発生計上} \\ & - \text{当期に保険収益として開放した金額} \\ & \pm \text{不利契約負債の変化} \end{aligned}$$

37. 保険者が提供したカバーの価値に比例して、残存カバーに係る負債（これに発生し

た適格新契約費を加算したもの)を減額するとともに、同額を収益認識する。収益認識する金額は、時間の経過または保険金及び給付金が発生するタイミング(後者が前者と異なるとき)に基づいて決定される。(35-27 項)

38. 見積返還金額(保険事象が発生するかしないかに関わらず保険契約者に返還を要する金額)は、上記の収益及び費用の金額に含めない。(35-28 項)

39. (30-23 項から 30-25 項に記載した)不利テストを実施する。(35-29 項)

40. 残存カバーに係る負債に含めた適格新契約費は以下のとおり処理する。(35-30 項、30-31 項)

- (1) 適格新契約費が発生した場合は、当該発生額を同負債から控除する(相手科目は現金又は未払金)。
- (2) 未だ費用として認識していない適格新契約費は、同負債を収益認識するのと同じパターンで費用として認識する。

41. 保険事象が発生した時は、発生保険金に係る負債を認識する。(35-32 項)

発生保険金に係る負債 = 履行キャッシュ・フローの期待現在価値

相手科目は「費用」

42. 同負債を計上する際に割引計算を行う。ただし、割引の効果に重要性がない場合や、事故が発生してから保険金が支払われるまでの期間が1年以内の場合は、割引かなくてもよい。(35-33 項)

43. 同負債は、報告時点での全ての利用可能な情報(割引金利も、その報告時点の金利を使用する)に基づいて再測定する。(35-32 項、35-33 項)

44. 再測定に伴う同負債の変化額については、

- (1) 割引金利の変化に起因する部分は、その他の包括利益に認識する。(35-37 項)
- (2) 上記以外の部分は、純損益に認識する。(35-35 項)

有配当性

45. 有配当性を有する保険の履行キャッシュ・フローは特別な測定方法を用いる。

46. 「有配当」及び「個別分離運用型契約」の定義は以下のとおり。(用語集)

用 語	定 義
有配当性を有する保険	保険契約者が、(1) 保険会社の利益又は剰余金、又は (2) 基礎となる項目の運用成績のいずれかを共有する権利を有する保険。
個別分離運用型契約	有配当性を有する保険のうち、分離勘定と契約上結びつき、契約上、法令上又は規制上の義務の結果としての次の条件を両方満たすもの。 (1) 企業は、保険契約者が指示する保険契約者の資金を、指定された投資の選択肢又は特定の投資目的若しくは方針に従って投資しなければならない。 (2) 契約手数料及び査定金額を控除した、すべての投資運用成績を個々の保険契約者に移さなければならない

47. これらの保険契約負債は次のとおり測定する。

条 件				測定方法	項番
有配当性	契約上、基礎となる項目の業績に全部または一部依存する	当該基礎項目が USGAAP で測定されているとき	n. a.	当該基礎項目の測定値を反映させる。変化額は、基礎となる項目の変動と同様の処理（純損益又はその他の包括利益）。	35-6 35-8
		上記以外（USGAAP で測定されていない基礎項目に依存している）	契約上の特徴と USGAAP の差異が時間差異である	当該契約上の特性に基づいて測定のうち、USGAAP との差異を調整する。変化額は、基礎となる項目の変動と同様の処理（純損益又はその他の包括利益）。	35-7 35-8
		上記以外		当該契約上の特性に基づいて測定する。変化額は、純損益に認識する。	35-9
	個別分離運用型契約			純損益を通じて公正価値で測定する。	30-9

48. 有配当性はあるが、企業に裁量権がある場合には、企業が裁量的な支払を行う予想に基づいて測定する。(35-10 項)

49. 裁量権のある有配当性を有する保険に関して、保険契約負債の測定に影響を与える予定利率の予想に変更があった場合に、利息発生計上率は見積り予定利率と契約の残存期間にわたる一定のイールドに基づいて関連する期待キャッシュ・フローの変更を認識する方法で再設定されなければならない。(35-25 項)

再保険

認識

50. 以下の時点で再保険を認識する。(25-16 項)

条件	認識時点
基礎となる保険契約ポートフォリオの損失を比例的にカバー	基礎となる保険契約のカバー期間の開始時
基礎となる保険契約ポートフォリオから生じる損失の総額をカバー	再保険契約のカバー期間の開始時

当初測定

51. 再保険契約は、基礎となる保険の測定に用いたのと同じアプローチ（ビルディング・ブロック・アプローチまたは保険料配分アプローチ）を用いなければならない。
(30-28 項)

52. 再保険契約を履行するときに発生するであろう履行ネット・キャッシュ・フローを測定する。(30-29 項)

53. 再保険契約のキャッシュ・イン・フローとキャッシュ・アウト・フロー（見積現在価値ベース）の差額は次にとおり処理する。(30-30 項、30-31 項)

保険のタイプ	インとアウトの比較	測定アプローチ	差額の処理
遡及再保険（再保険購入前に発生した事象についてカバーを提供する）	キャッシュ・イン・フロー < キャッシュ・アウト・フロー	n. a.	純損益に認識
	上記以外 (イン > アウト)	n. a.	マージン
将来の事故に対する再保険	キャッシュ・イン・フロー < キャッシュ・アウト・フロー	n. a.	再保険契約のコスト
	上記以外 (イン > アウト)	ビルディング・ブロック	マージン
		保険料配分	再保険契約のコスト

54. 履行キャッシュ・フロー（出再手数料を含む）の見積もりにあたっては、基礎となる保険契約に係る履行キャッシュ・フローの測定に用いる仮定と整合的な仮定を用いる。(30-32 項)

55. 基礎となる保険契約の保険金発生を条件としない再保険手数料は、再保険者へ支払う再保険料の控除として扱う。(30-33 項)
56. 履行キャッシュ・フローの測定に、再保険者の不履行に係る予想信用損失を反映する。(30-34 項)

事後測定

57. 再保険契約の帳簿価額は、次の合計金額となる。(35-39 項)

再保険契約の帳簿価額	=	履行キャッシュ・フロー（その時点）
	+	マージンの残余
	+	再保険者の不履行に関するリスクの変化額

58. 履行キャッシュ・フローは、基礎となる保険のキャッシュ・フローの測定額の変化を全て反映させる。同変化額については、基礎となる保険におけると同様の方法で認識する。(35-40 項)
59. 将来の事故に対する再保険に関する残存するマージンは、出再者が再保険の対象となっている基礎となる保険の履行義務を充足するに対応して（カバー期間及び決済期間にわたって）認識する。(35-41 項)
60. 遡及的再保険に対するマージンは、契約の残存する決済期間にわたって収益に認識する。(35-42 項)
61. 再保険者の不履行に関するリスクの変化は、サブトピック 825-15「信用損失」に従って測定する。(35-43 項)
62. 再保険者に支払った代金（出再保険料）は、再保険の対象となる基礎となった保険に関して出再者が収益を認識したのと同じ方法で、純損益に認識する。(35-45 項)
63. 再保険からの受け取り見込み額は、基礎となった保険に関して保険金及び給付金を認識したのと同じ方法で、純損益に認識する。(35-45 項)

企業結合又はポートフォリオ移転

64. 取得日に、トピック 805「企業結合」に従って、企業結合によって取得したまたは引受けた保険を公正価値で測定し、次の構成要素を表示する。(30-36 項)
- (1) 履行キャッシュ・フロー（取得日時点の情報をを用いる）
 - (2) 公正価値が履行キャッシュ・フローを超過するときは、差額をマージンとする。逆の場合は、差額を損失として認識する。
65. トピック 805 の企業結合の定義を満たさない契約ポートフォリオの取得に関しては、次のとおり処理をする。(30-37 項)
- (1) 履行キャッシュ・フローを見積もる（取得日時点の情報をを用いる）
 - (2) 履行キャッシュ・イン・フローが履行キャッシュ・アウト・フローを超過するときは、差額をマージンとする。逆の場合は、差額を損失として認識する。
66. 企業結合又はポートフォリオ移転で取得した契約については、純損益に認識する金利費用を測定するために用いる当初認識時の割引率は、取得日に適用した割引率である。(30-38 項)

契約の条件変更

67. 契約当事者が合意したときに契約の条件変更が発生する。(40-4 項)
- (1) 実質的な重大な条件変更の場合は、当初の保険契約の認識の中止を行い、条件変更後の契約を新たな契約として認識する。(40-4 項)
 - (2) 実質的な条件変更がない場合は、次のように会計処理する。(40-6 項)
 - ① 条件変更により生じる追加給付を提供する義務を新たな契約として認識する。
 - ② 条件変更により生じる給付の削減は、関連する部分の認識の中止を行う。

認識の中止

68. 企業は、保険契約が消滅した（すなわち、保険契約に定められた義務が、免除、解約又は期間満了となった）時にのみ、当該契約の認識の中止を行う。(40-1 項)
69. 企業が再保険を購入する際、基礎となる契約が消滅する場合にのみ、当該基礎となる契約の認識の中止を行う。(40-2 項)

表 示

財政状態計算書 ビルディング・ブロック・アプローチ

70. 企業は、次の項目を、財政状態計算書に表示する。(45-1 項)

- (1) 保険料を無条件で受領できる権利
- (2) 再保険からの正味回収可能額（未払額）
- (3) 履行キャッシュ・フローの正味保険契約負債
- (4) 履行キャッシュ・フローの正味保険契約資産
- (5) マージン

71. 履行キャッシュ・イン・フローが履行キャッシュ・アウト・フローを超過している場合は、当該ポートフォリオを資産として表示する。逆の場合は、負債として表示する。資産の状態にあるポートフォリオと負債の状態にあるポートフォリオを相殺表示してはいけない。(45-2 項)

財政状態計算書 保険料配分アプローチ

72. 企業は、次の項目を、財政状態計算書に表示する。(45-3 項)

- (1) 保険料を受領できる権利
- (2) 再保険からの回収可能純額（未払額）
- (3) 残存カバーに係る負債
- (4) 発生保険金に係る負債

純損益及びその他の包括利益計算書

73. 企業は、次の項目を、純損益に表示する。(45-4 項)

- (1) 保険契約収益（キャッシュ・イン・フロー及びマージンに関する利息増加分を含める。）
 - (2) 給付金および保険金
 - (3) 再保険に関する出再保険料
 - (4) 再保険からの回収額
 - (5) 適格新契約費
 - (6) 金利費用
 - ① キャッシュ・イン・フロー及びマージン
 - ② キャッシュ・アウト・フロー及び適格新契約費の利息増加分
- * (1) から (4) は、ビルディング・ブロック・アプローチ適用分と保険料配分アプローチ適用分を区別して表示する。

* (1) から (5) は引受マージンの注記として開示してもよい。(45-6 項)

74. 企業は、次の項目を、純損益に表示するか、または、注記で掲示する。(45-5 項)

- (1) 将来キャッシュ・フローの見積もりの変更またはその巻き戻し
- (2) ポートフォリオ移転または企業結合で取得した保険契約に係る損失
- (3) 保険契約の新規認識時の損失

75. 適格な個別分離運用型契約に関する投資収益と保険契約者の権益 (45-7 項)

開 示

開示要求の目的

76. 企業は、財務諸表利用者が、本基準案の範囲に含まれる契約から生じる将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性を理解できるよう、次の項目に関する定性的及び定量的情報を開示する。(50-1 項)

- (1) 保険契約から生じた、財務諸表に認識されている金額
- (2) 本基準案の適用時に行った重要な判断及び当該判断の変更
- (3) 保険契約から生じるリスクの性質及び程度

77. 開示項目の詳細については、ED の 50-4 項から 50-35 項を参照願いたい。

経過措置 (65-1 項)

78. 適用日は未定である。(65-1 項 a)

79. (原則として) 全ての契約に対して遡及適用する。表示する最も古い期間の期首時点(移行日)で、次のこと等を行う。(65-1 項 b)

- (1) ビルディング・ブロック・アプローチを適用して測定する契約に関しては、
 - ① 本基準に従って移行日時点の最新情報を使用して、履行キャッシュ・フローの現在価値を測定する。
 - ② マージンを決定する。
- (2) 保険料配分アプローチを適用して測定する契約に関しては、
 - ① 移行時点で本基準に従って残存カバーに係る負債を測定する。
 - ② 本基準に従って移行時点の最新情報を使用して、発生保険金に係る負債を測定する。

(3) 新契約費に係る現存する繰延勘定の認識を中止し、本基準に従って処理する。
(65-1 項 c)

(4) マージンの決定に当たっては、移行直前のポートフォリオを選択することができる。
(65-1 項 d)

遡及適用が実務上不可能な場合

80. マージンの決定が実務的に不可能な場合は、次のとおり行う。(65-1 項 e, f)

- (1) 可能な限り遡及適用する
- (2) 遡及適用が実務上不可能な場合、合理的に利用可能なすべての客観的なデータを利用して見積らなければならないが、合理的に利用可能な客観的データがない場合は、マージンを認識しない。

81. 当初認識時点の割引率を遡及的に求めることが実務的に不可能な場合は、次のとおり行う。(65-1 項 g)

- ① 観察可能なイールド・カーブが存在し、これが移行日前の少なくとも 3 年分について本基準案に基づいて見積ったイールド・カーブに近似していれば、当該観察可能なイールド・カーブを用いて見積る。
- ② そのような観察可能なイールド・カーブが存在しない場合は、観察可能なイールド・カーブと本基準案に基づいて見積ったイールド・カーブとの間の平均スプレッド(少なくとも 3 年にわたる平均)を算定し、当該スプレッドを観察可能なイールド・カーブに適用することで見積る。

IV. IASB ED との比較

82. 2008 年 10 月から、FASB は IASB のプロジェクトに加わり、モデルの特徴に関する決定の多くは、IASB と共同で行われた。

共通点

83. 両審議会が別々の公開草案を公表しているが、両者は多くの共通点がある。例えば、次のものは共通している。

- (1) 保険契約ガイダンスは、当該契約を企業の種類に関わらず、重要な保険リスクを移転するすべての契約に適用される。
- (2) 企業は、保険契約を次のすべてを用いて測定する。
 - ① 企業が契約を履行するにつれて生じることが予想される、偏りのない、確率加重平均された将来キャッシュ・フローの見積りで、契約と基礎となる資産との間の契約上の関連を反映するよう調整されたもの。
 - ② 適用可能な範囲において、金融市場の価格と整合的な更新された見積りと仮定。
 - ③ 負債の特徴のみを反映する割引率で、これには、負債のキャッシュ・フローの資産のリターンに対する依存の程度を含む。
- (3) 企業は、発行した保険契約又は保有する再保険契約の開始時では、利益を認識しない。
- (4) 企業は、次の項目を純利益に含める。
 - ① 保険契約収益。収益がカバーの価値（及びビルディング・ブロック・アプローチを用いて測定される契約に関する保険債務に関連するその他のサービス）と比例的な期間に配分する
 - ② 発生した時に保険金及び関連する費用
- (5) 割引率の変更の影響は、基礎となる資産に契約上結びついている契約を除き、その他の包括利益に表示される
- (6) 企業は、契約開始時の割引率を用いて決定された利息発生計上を、純利益に表示する。ただし、負債のキャッシュ・フローの資産のリターンに対する依存がある場合には、その程度においてのみ割引率が更新される。
- (7) 保険料配分アプローチは、一般的に、カバー期間が 1 年以下の契約又は規定された要件を満たす契約の残余カバーに係る負債の測定に適用される

相違点

84. FASB と IASB のビルディング・ブロック・アプローチには、主に次の相違点がある。

このため、保険契約負債の測定額及び純損益に差異が生じる。

(1) FASB のマージンにはリスク調整が黙示的に含まれる（1 マージン）。IASB では、リスク調整を契約上のサービス・マージンと区別する（2 マージン）。

(2) FASB は将来キャッシュ・フローの変動の影響を直ちに純損益で認識する。IASB では同変動を契約上のサービス・マージンで調整する。

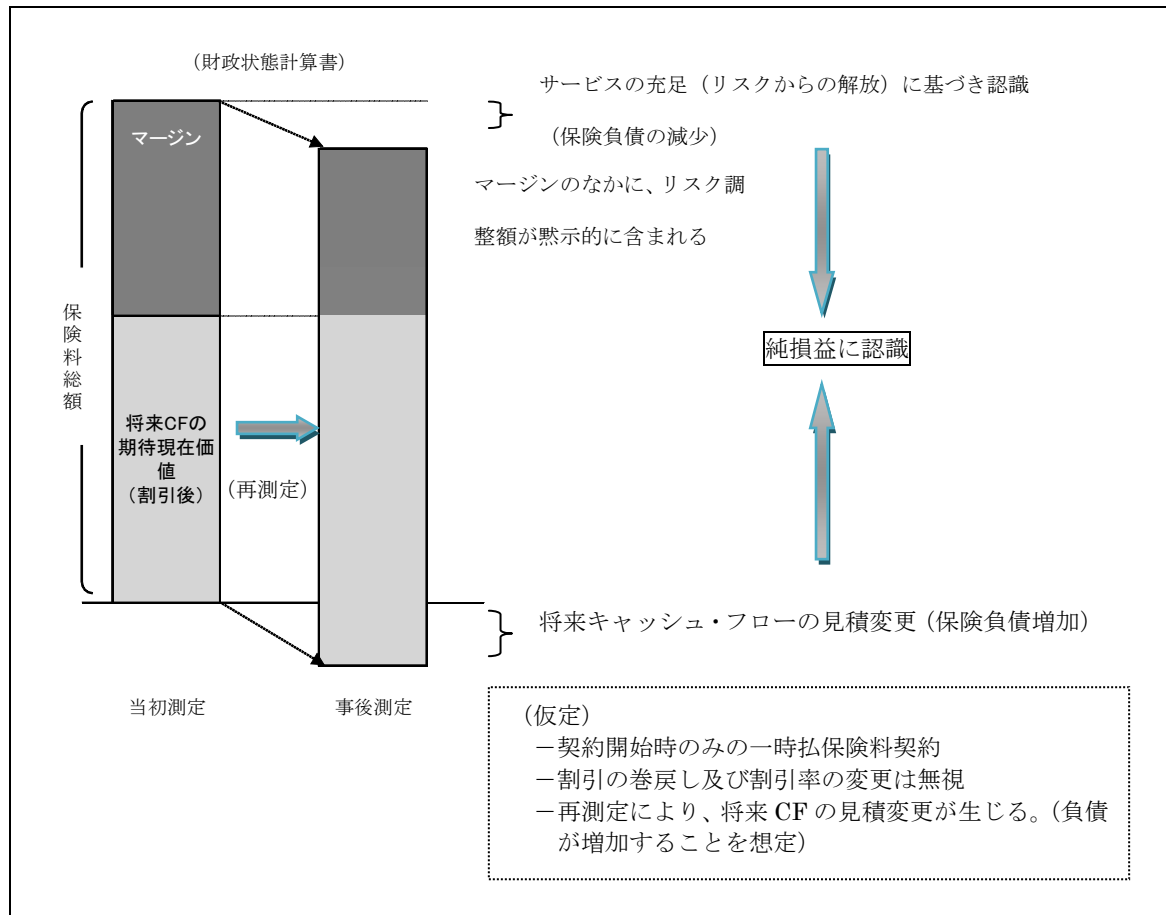
85. 履行 CF の毎期の変動に係る処理及びマージンの毎期の処理に関する、FASB と IASB の対比は以下のとおりである。

			FASB	IASB
履行 CF	純粋なCF	将来に係る部分	「 <u>損益</u> 」に認識	「 <u>マージンを調整する</u> 」（加減する） ただし、マージン超過分は「 <u>損益（損）</u> 」認識
		当期に係る部分		実績調整として「 <u>損益</u> 」に認識
	リスク調整		（ <u>マージンの一部を構成</u> ）	「 <u>損益</u> 」に認識。（カバー期間及び決済期間） 概念的には、「時の経過に伴う不確実性減少分」と、「将来の不確実性増減分」の合算を「 <u>損益</u> 」に認識することになる。
	割引金利		「OCI」に認識	「OCI」に認識
マージン			（ <u>リスク調整を含む</u> ） ・ <u>サービスの充足（リスクからの解放、関連するキャッシュ・フローがより確実になる）につれて、カバー期間及び決済期間にわたって収益として認識（マージンの償却）</u>	（ <u>リスク調整は含まない</u> ） ・ <u>純粋なCFの変動（将来部分）を吸収する</u> ・ <u>サービスの移転を最も適切に反映する規則的な方法により、カバー期間にわたり純損益に認識する（マージンの償却）</u>

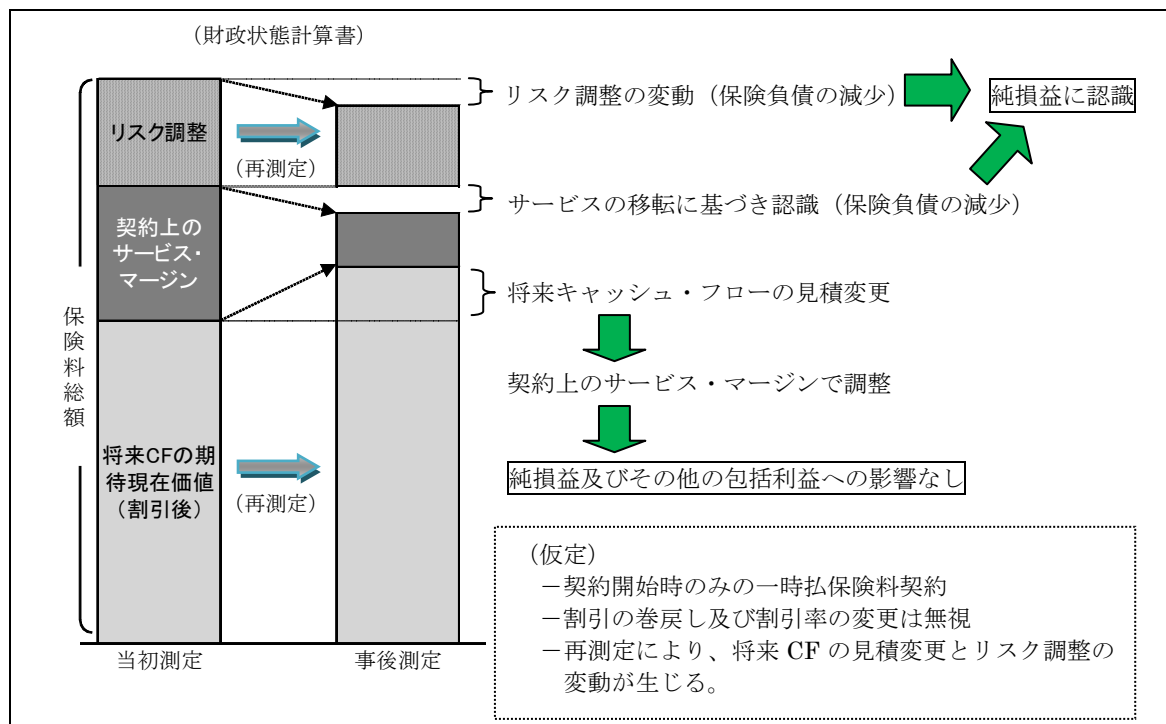
次ページの図表を合わせご参照願いたい。

86. 上記以外の差異については、別冊の対比表をご参照願いたい。

<FASB 当初測定及び事後測定のイメージ> (再掲)



<IASB 当初測定及び事後測定のイメージ>



添付資料

別紙： ED に含まれている質問（要約版）

以 上

ED に含まれている質問の要約

「対象」 全：全員、作：作成者、監：監査人、利：利用者

「IASB 相違」 IASB と FASB で相違する場合、「差異」と表示

「IASB 質問」 IASB ED の質問項目となっている場合、その質問番号を表示

テーマ	対象	No	質問内容	IASB	
				差異	質問
範囲	全	1	対象範囲（非保険会社が引受ける保険も対象とすることも含めて）・対象範囲外の規定に同意するか	差異	
認識	全	2	組込デリバティブ、区別できる投資要素、及び財又はサービスを提供する区別できる履行義務を、保険から分離することに同意するか		
測定	利	3	測定モデル案は、企業の財務諸表利用者が経済的意思決定を行うのに役立つ目的適合性のある情報を生み出すか		Q6
	利	4	測定モデル案のどの側面が、経済的意思決定の際に利用される情報を最も大きく改善するか		Q6
測定アプローチ	全	5	企業は、契約の特徴に応じて、ビルディング・ブロック・アプローチ（BBA）と保険料配分アプローチ（PAA）を適用しなければならない（ <u>強制</u> ）ということに同意するか。	差異	
	全	6	保険契約のカバー期間が1年以下の場合に、PAAを適用すべきこと（ <u>強制</u> ）に同意するか。	差異	
	全	7	保険事故発生前の期間中に、契約の履行に要する正味CFの期待値に重要な変動可能性があることが契約開始時で見込まれない場合に、PAAを適用すべきこと（ <u>強制</u> ）に同意するか	差異	
ポートフォリオ・契約の境界線	作監	8	保険契約ポートフォリオの定義に同意するか		
	作監	9	契約の境界線に関する要求事項（すなわち、保険者がその義務を履行するにつれて生じる将来CFを特定する方法を定める要求事項）に同意するか。		
履行CF	作監	10	履行CFの測定に含められるCFの種類（分離して会計処理されないオプションと保証を含む）に同意するか。	差異	
	作監	11	履行CFの測定に使用される仮定は、報告期間毎に更新されなければならないということに同意するか		
	作監	12	BBAの履行CF及びPAAの発生保険金に係る負債は、企業が契約を履行するにつれて生じることが予想される、明示的で、偏りのない、確率加重平均された（すなわち、平均値）将来		

			CFの報告日における見積りに基づき、契約と基礎となる資産との間の契約上の関連を反映するよう調整されるということに同意するか		
	全	13	CFの見積りの変更（金利変更を除く）を報告期間の <u>純利益に認識する</u> というアプローチに同意するか	差異	Q1
割引率と割引	全	14	無配当契約について企業が使用する割引率は、保険契約負債の特徴を反映し、負債の裏付けとなる資産の特徴を反映しないということに同意するか。		
	全	15	PAAにおいて、発生保険金に係る負債を割引かなければならないことに同意するか。発生保険金が保険事故発生から1年以下に支払われることが予想される場合、割引かないことを選択することが認められることに合意するか。		
	全	16	割引率の変動による履行CFの現在価値の変動をOCIに認識することで、引受に係る業績の影響を割引率の変動の影響（時の経過とともに振り戻される）から分離することに同意するか		Q4
	全	17	提案では割引率の変動から生じる保険契約負債の変動をOCIに計上する。この場合、AOCIの一部又はすべての純利益への認識をもたらすテストを必要とするか（すなわち、資産・負債ミスマッチに基づく損失認識テスト）。		
	作監	18	割引率を計算する方法を規定すべきではないことに同意するか。割引率を決定するガイダンス案は、理解可能で運用可能か		
	作監	19	利息費用は、契約ポートフォリオが最初に認識された日に決定された割引率に基づかなければならないことに同意するか。		Q4
	作監	20	裁量権のある有配当性を有する保険契約に係る保険契約負債を測定するための予定利率の予想の変更の際に、利息発生計上率は見積り予定利率と契約の残存期間にわたる一定のイールドに基づいて関連する期待キャッシュ・フローの変更を認識する方法で再設定されなければならないことに同意するか。	差異	Q4
BBAの マージン	全	21	保険者は保険契約の当初認識時に利益（CF-OUT < CF-INの場合）を認識してはならず、この差額は将来認識する利益として繰り延べなければならないことに合意するか。		
	全	22	<u>一つのマージン・アプローチを用いることを支持するか。それとも明示的なリスク調整と契約上のサービス・マージン（IASBが提案するような）を支持するか。</u>	差異	
	全	23	リスク調整と契約上のサービス・マージンを支持する場合、 <u>CF</u>	差異	Q1

			の見積りの変更について契約上のサービス・マージンを調整するという <u>IASB のアプローチ</u> に同意するか。		
	全	24	保険契約ポートフォリオの当初認識時における損失 (CF-OUT > CF-IN の場合) は、直ちに純利益に認識しなければならないということに同意するか		
	作監	25	マージンを認識する提案されている方法 (CF-OUT の変動性の減少で証拠づけられる、 <u>企業の保険契約におけるリスクからの解放に応じて認識する</u>) に同意するか。	差異	
	作監	26	マージンについて利息発生計上し、よって保険契約収益に影響を与えなければならないということに同意するか。		
	作監	27	保険契約ポートフォリオの期待 CF-OUT (適格新契約費を含む) が期待 CF-IN を上回る場合、企業が残余マージンを直ちに純利益に認識しなければならないということに同意するか。		
新契約費	作監	28	マージンとともに表示される直接新契約費は、ポートフォリオにおける <u>契約の獲得につながった企業の販売努力に直接関係するコストのみを含め</u> 、その他の新契約費はすべて発生時に費用として認識しなければならないということに同意するか。	差異	
	作監	29	BBA のマージン及び PAA の残余カバーに係る負債は、発生した直接新契約費の分だけ減額されなければならないことに同意するか。		
	作監	30	企業は、新契約費を、BBA においてはマージンの認識と同じパターンで、PAA においては残余カバーに係る負債を減額するのと同じパターンで純利益に費用として認識しなければならないということに同意するか		
保険契約収益	全	31	すべての保険契約について、純利益に、マージンの変動に関する情報 (正味の利益) のみではなく、企業が保険契約収益と発生費用を表示する場合、財務諸表利用者は企業の財政状態及び業績を忠実に表現する目的適合性のある情報を入手することになるということに同意するか		Q3
	全	32	すべての保険契約について、保険事故の発生の有無に関わらず保険契約者又はその受益者に企業が支払いを行う義務がある受領した金額を収益から除き、当該金額に対応する支払を費用から除かなければならないということに同意するか。		Q3
	全	33	PAA を用いて測定される契約について、重要な金融の要素を含む場合には、企業は貨幣の時間価値を反映するために残余カバ		

			一に係る負債を調整し、保険収益とともに利息の増価を認識しなければならないということに同意するか。企業が残余カバーに係る負債を測定する際に、貨幣の時間価値を反映することを要しない実務上の便法（企業が契約の開示時に、保険契約者が保険料のすべて又は実質的にすべてを支払う時と企業がカバーの対応する部分を提供する時との期間が1年以下であることを見込んでいる場合）に同意するか		
	作監	34	BBA に関して、本更新書案は、保険契約収益は履行義務が充足されるにつれて報告期間に配分されるという原則に準拠した、保険契約収益決定方法に関する十分なガイダンスを含んでいるか（各期に提供されるサービスの相対的な価値を参照して対価を各期に配分すること）		Q3
有配当性	作監	35	契約上の有配当性を有する保険契約は、基礎となる項目の測定と同じベースで測定し、かつ、測定の変更は基礎となる項目と同様に計算書に表示（純利益又は OCI）されなければならないことに同意するか。なお、本処理は、保険契約者に移転する基礎となる項目の運用成績の金額に関して企業の裁量が認められている場合は適用しないことに同意するか。	差異	Q2
再保険	全	36	出再者が、次の契約について出再者の将来 CF-IN の期待現在価値が、出再者の将来 CF-OUT の期待現在価値を上回る場合に、マージンを計上しなければならない（よって、再保険の取決め締結の開始時には収益の認識が禁じられる）ということに同意するか。(a) BBA 又は PAA のいずれかを用いて会計処理される遡及的再保険契約、及び (b) BBA を用いて会計処理される将来の事故に対する再保険。		
	作監	37	出再者は、基礎となる保険契約のマージンを参照することなく、基礎となる契約の対応する履行 CF を測定するために用いられた仮定と整合する仮定を用いて再保険契約に関する履行 CF（出再保険料を含む）を見積らなければならないということに同意するか。		
企業結合	全	38	企業は、取得日に、 <u>保険契約の純負債 > 当該保険契約の公正価値の場合には差額を損失として計上し</u> 、逆の場合には差額をマージン（即時の利益ではない）として計上することに同意するか。同意しない場合、その差額分だけ <u>のれんを増加又は減少</u> させるべきと考えるか。	差異	

契約条件の変更	作監	39	実質的な条件変更については、(a) 企業が新しい契約と同等の契約に関して保険契約者に仮定的に請求するであろう現在の企業固有の価格を用いた、条件変更された契約の測定と、既存の契約の帳簿価額との差異を、企業は利益又は損失として認識しなければならない、(b) 既存の契約の帳簿価額は認識の中止を行わなければならないということに同意するか		
表示	全	40	表示の要求事項に同意するか。		
開示	全	41	開示の要求事項に同意するか。変更すべき項目、追加すべき項目、削除すべき項目はあるか		
発効日 経過措置	作監	42	導入の時期に影響を与える主な要因は何か。それらの要因は導入時間にどのように影響を与えるか（最終修正を公表する時に、要求事項の発効日を定める予定）		
	作監	43	公開企業と非公開企業の両方について、発効日は同じであるべきか。規制を受けている保険会社と、その他の企業について、発効日は同じであるべきか。		
	作監	44	経過措置に関連する実務上の便法は、遡及適用に十分であることに同意するか（経過措置は運用可能か）		Q5
	作監	45	移行日以前に発生した企業結合に関して、保険契約に関連する資産及び負債残高の公正価値を期待履行 CF とマージンとに配分するという要求事項は運用可能か。		Q5
	利監	46	経過措置に対するアプローチ案は、比較可能性と検証可能性との適切なバランスを取る方法で、企業の財政状態及び業績を忠実に表現する目的適合性のある情報を、財務諸表利用者に提供するというに同意するか。		Q5
コスト 及び複雑性	作	47	本基準採用の増分費用の内容について、一回限りの費用と継続的な費用とに区別して記述せよ。どの側面が、それらの費用の原因となるかを説明し、提案をより費用対効果を高めるための考えを含めよ		Q6
	監	48	本基準採用に関する監査費用の増分内容について、一回限りの費用と継続的な費用とに区別して記述せよ。どの側面が、それらの費用の原因となるか		Q6